

川崎市リバースオークション試行実施要綱

(趣旨)

第1条 リバースオークションを利用した一般競争入札の試行実施にあたっては、法令、川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号。以下「条例」という。）、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) リバースオークション 競り下げ方式と呼ばれる手法で、インターネット上で入札参加者が自社の価格を競り下げていく方式の競争入札。（以下「リバースオークション」という。）
- (2) リバースオークション運営事業者 リバースオークションの実施にあたり、川崎市とリバースオークション運営等業務委託契約を締結した事業者。

(対象案件)

第3条 リバースオークションの対象となる契約については、リバースオークションを利用して入札を行うことでその効果が期待されるものであるものとする。

(リバースオークションの参加申込み)

第4条 リバースオークションの対象となる入札の参加申込みについては、川崎市に入札参加申込みを行うとともに、RA運営等委託事業者に対し利用登録を行わなければならない。

- 2 利用登録の方法及び提出する書類等については、リバースオークション運営事業者の定めるところによる。

(予定価格の公表について)

第5条 リバースオークションの開始価格（予定価格）は、リバースオークション開始前にシステム上での表示その他の方法により公表する。

(入札の方法等)

第6条 入札参加者は、リバースオークション運営事業者のシステムにより入札額の提示を行うものとする。

- 2 入札額を提示できる回数は、入札ごとに定める制限時間内であれば、何度でも行うことができるものとする。

(開札の方法)

第7条 リバースオークション運営事業者は、前条第2項に定める制限時間終了後、直ちに入札代理人として入札参加者が提示した最終入札金額を入札書に記載し、委任状を添えて川崎市に送付するものとする。

- 2 川崎市は、前項の送付を受けた後、入札ごとに指定された開札日に開札するものとする。

(落札者の決定等)

第8条 落札者の決定その他契約の締結等については、規則の定めるところによる。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年7月9日から施行する。